

DV

ドメスティック・
バイオレンス

配偶者・パートナー からの暴力

あなたは、ひとりで
悩んでいませんか？



広島市

ドメスティック・バイオレンスを知っていますか

ドメスティック・バイオレンスは、配偶者やパートナーからの暴力のことです。犯罪となる行為をも含むものであり、決して許されるものではありませんが、夫婦や交際相手などの間での個人的な問題と考えられがちです。

ドメスティック・バイオレンスの背景は？



ドメスティック・バイオレンスが起こる背景には、男女間の経済力の差、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方などが根底にあると言われています。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、社会的な人権問題としてとらえ、それらの意識を変えていく必要があります。

ドメスティック・バイオレンスの被害者を守る法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

〈前文より〉

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。(中略)

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

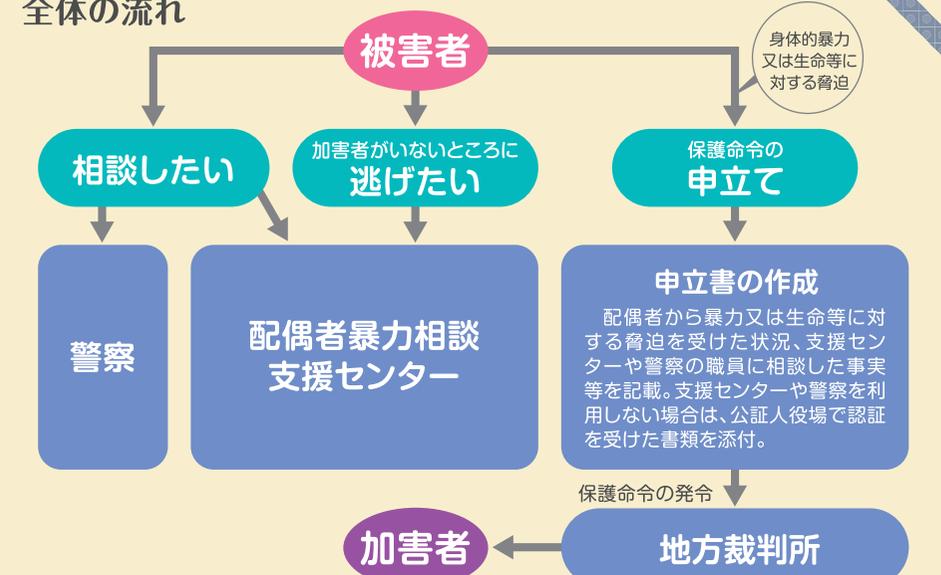
この法律は配偶者等からの暴力が対象です

婚姻の届出はしてなくても事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となります。

暴力の範囲は身体的暴力のほかに精神的暴力、性的暴力も含まれます

この法律は「身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を対象としています。ただし、保護命令は、身体的暴力と生命等に対する脅迫に限られます。

全体の流れ



保護命令

接近禁止命令 加害者が、被害者や被害者と同居している未成年の子さらには被害者の親族等の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近をはいかいすることや、被害者に対し無言電話、連続電話、ファクシミリ、電子メールの送付などを行うことを6か月禁止する命令です。再度の申立てもできます。

退去命令 加害者に2か月、被害者と共に生活の本拠としている住居から出て行くことと、付近のはいかい禁止を命じます。再度の申立てもできます。

罰則 保護命令に違反すれば1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

保護命令申立ての要件 配偶者等から、身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、将来配偶者等から受ける身体的暴力により「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」です。

様々な暴力の形態があります

暴力は
どんな形で
おこるの？



暴力には、殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「性的暴力」、「経済的暴力」など、様々な形があり、多くの場合は何種類かの暴力が重なっておこります。

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 刃物などの凶器をからだに突きつける
- 髪をひっぱる など



精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活できているんだ」などと言う
- 実家や友人とのつきあいを制限する
- 電話やメールなどをチェックする
- 無視をする など



性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオなどを見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない など



経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事につかせない など



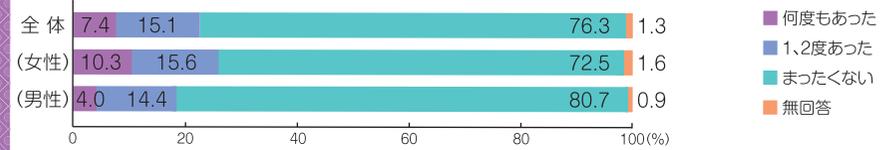
約4人に1人が暴力の被害を受けています

暴力の
実態は？



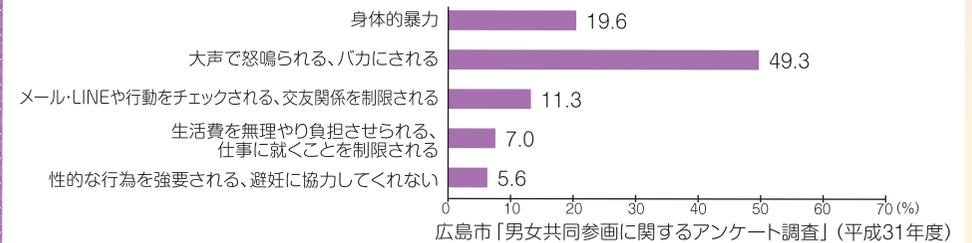
国の調査によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか一つでも受けたことがあった人は、22.5%となっています。女性は25.9%、男性は18.4%で、**女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が被害を受けています。**

身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれか一つでも受けたことのある人



市内の20歳以上の男女に聞いた広島市の調査では、過去5年間に配偶者や交際相手などから暴力を受けたことがある人は、7.9%となっています。このうち、配偶者から受けたことがある行為では、身体的暴力のほか、「大声で怒鳴る・バカにする」「メールなどや行動をチェックする」などの精神的暴力の割合も高くなっています。

配偶者から受けた行為



どんな人が
暴力を
ふるうの？



暴力をふるう加害者には、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種なども様々です。人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは何の問題もないように見える人が暴力をふるう場合もあります。

暴力は、絶対に許されない行為です

加害者は、「おまえが悪いから殴るのだ」「自分は悪くない。暴力をふるわせるおまえが悪い」などと、被害者に殴られる原因があると暴力を正当化したり、「愛しているから殴るのだ」という理由をつける場合もあります。

しかし、暴力は、理由にかかわらず、人権を踏みしじる、絶対に許されない行為です。

暴力は被害者にも子どもにも大きな影響を与えます

被害者への影響は？



暴力の結果、骨折や失明する場合や、後遺症が残ったり、さらには死に至ることもあります。

暴力が被害者の精神に与える影響としては、外傷後ストレス障害(PTSD)があります。ある出来事が繰り返し

思い出され、つらい気持ちがよみがえったり、物音に過敏に反応するなどして、不眠やイライラが続くことがあります。暴力をふるわれ続けることによって、将来への不安や絶望感から意欲や判断力が失われる場合もあります。

また、暴力から逃れることができても、後々まで被害者を苦しめ、いきいきと暮らすことを阻むこともあります。



子どもへの影響は？



DVが行われる中で暴力が子どもにも及ぶケースもありますが、これはもちろん子どもへの身体的虐待にあたります。

また、子どもにとっては、DVを見聞きするだけでも大きなストレスとなります。子どもが同居する家庭内におけるDVは、例えば子どもが直接的な暴力を受けていなくても、子どもへの心理的な虐待にあたり、情緒不安定やうつといった精神的症状が現れたり、不登校や家出、非行の原因になるなど、子どもの発達や生活に計り知れない影響があるとされています。

さらに、DVによって身体的・心理的な虐待を受けた子どもは、暴力を感情表現や問題解決の手段として、知らず知らずのうちに身につけてしまうことも心配されています。

あなたが暴力を受けていたら

♡ひとりで悩まないで、相談してください

家庭内での暴力は、なかなか人には相談しにくく、自分ひとりで解決しようと思い悩んでいませんか。

配偶者やパートナーからの暴力は、あなただけに起こっている問題ではありません。



暴力を受けているのは、あなたが悪いからではありません。また、あなたひとりの努力で解決することは多くの場合困難です。

ドメスティック・バイオレンスについて、さまざまな相談機関があなたからの相談を待っています。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。お気軽に御相談ください。

♡身近に思い当たる人がいたら

「ひとりで悩まないで」と言って、このリーフレットを渡してください。

もしも、相談を受けたら、その人の話をまずありのままに受け入れてください。

緊急の場合は、必ず警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に連絡してください。

広島市配偶者暴力相談支援センター は

こんな支援を行っています

- 相談（または相談機関の紹介）
- 弁護士による法律相談
- 臨床心理士によるカウンセリング
- 被害者と同僚家族の緊急時の安全確保
- 被害者の自立生活促進のための情報提供や援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供や援助
- 被害者を保護する施設の利用についての情報提供や援助



DV(ドメスティック・バイオレンス)相談機関一覧

♡相談したい

機関	電話・Fax	相談方法	相談内容等
広島市配偶者暴力相談支援センター 女性相談員による相談 月～金(休日等を除く) 10:00～17:00	082-504-2412 (Fax 082-504-2835)	電話・面接	DVに関する被害者からの相談、女性相談(離婚問題、家庭不和など)
	休日DV電話相談 土・日・祝日・8月6日 (年末年始を除く) 10:00～17:00	休日DV専用 082-252-5578	電話
広島県西部 子ども家庭センター (婦人相談所・ 配偶者暴力相談 支援センター) 〒734-0003 南区宇品東四丁目1-26	婦人相談員等による相談 月～金(休日等を除く) 8:30～17:00	電話・面接 <small>(面接相談は電話で予約 (急ぐ場合を除く。))</small>	DVに関する被害者からの相談、女性相談(離婚問題、家庭不和など)
	休日・夜間電話相談 月～金(休日等を除く) 17:00～20:00 土・日・祝日(年末年始を除く) 10:00～17:00	082-254-0399	
女性の人権ホットライン (広島法務局人権擁護部) 〒730-8536 中区上八丁堀6-30 月～金(休日等を除く) 8:30～17:15	0570-070-810	電話・面接	DV、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関するご全般の相談
エソール広島相談事業 〒730-0051 中区大手町1-2-1 月～土(水・休日等を除く) 10:00～16:00	082-247-1120	電話 <small>(面接相談は 要予約)</small>	生活上のさまざまな悩み及びデートDVについての相談
DV法律相談 (広島弁護士会紙屋町法律相談センター) 月～金 9:30～16:00	082-225-1600	電話で予約	DV法律相談の登録弁護士の紹介(法律扶助制度の利用ができる場合があるので御相談ください。)

※休日等とは、祝日、年末年始などです。

♡暴力の制止や応急的保護を求めたい

機関	電話	相談方法
各警察署または警察本部 ※緊急時は110番	広島中央署	082-224-0110
	広島東署	082-506-0110
	広島西署	082-279-0110
	広島南署	082-255-0110
	安佐南署	082-874-0110
	安佐北署	082-812-0110
	佐伯署	082-922-0110
	海田署	082-820-0110
警察本部	082-228-0110	まずは、 最寄りの警察署へ お電話ください。 (24時間いつでも)

各相談機関は、身体的暴力に限らず相談を受けています。

この冊子は、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。

発行 令和4年11月
 広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
 TEL082-504-2108 FAX082-504-2609
 E-mail danjo@city.hiroshima.lg.jp

この冊子は、法務省委託事業で制作しています。

リサイクル適性 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へ
 リサイクルできます。

広 G7-2022-263